# 実務経験申告書のご提出について

2020 年 12 月に実習指導者講習会を受講予定だった方は、今回の提出は不要です。

1．実務経験 4 年以上を確認するための書類について

（公社）日本理学療法士協会が厚生労働省と調整し、実務経験を確認するための「実務経験申告書」の提出を義務付けております。 実務経験申告書に必要事項をご記載のうえ、施設代表者または部門代表者・責任者様の証明印をいただいたうえで、都道府県担当者（新潟リハビリテーション大学・粟生田）宛にご提出いただきますよう、よろしくお願い致します。

2．実務経験報告書の提出および保管等について

実務経験申告書については、原本はご本人が保管して頂き、その写しを都道府県の担当者に提出（PDF による提出可）してください。なお、都道府県士会（新潟県理学療法士養成校協議会）は、その写しを保存（PDF による電子保存可）・保管するとともに、定期的に PDF 電子データを協会に提出することとしています。

3．ご不明な点は Q&A をご確認の上、下記へお問合せください。

以上

【実務経験申告書提出先およびお問い合わせ先】
新潟リハビリテーション大学
医療学部 リハビリテーション学科
理学療法学専攻　担当：粟生田博子
TEL：0254-56-8292(代表)
E-mail：aoda@nur.ac.jp

# 実務経験申告書に係る Q&A

【問 1】　実務経験申告書には勤務先 3 か所の記入欄があるが、一番下の証明欄は、現在の所属の施設代表者等でよいか。

　また、現在の施設代表者等の印鑑をもらう場合、以前の職場について、現在の施設代表者等が証明する書式となっているが、1 カ所ずつ部門長の証明（記入・印鑑）が必要ということか。

(答)

　現在の書式は、以前の職場の経歴を含め、現在の職施設代表者等が承認した場合を想定しています。勤務先が複数となる場合の証明欄については、過去の勤務先を含め、現在の施設代表者等に証明をしてもらってください（過去の勤務先における実務経験については、現職場においても入職の際に把握していることを前提としています)。

　なお、複数の勤務先のうち、満 4 年を経過している勤務先があれば、対象の勤務先のみの記載と証明で良いとされています。また、現在の職場の施設代表者等が以前の職場の証明が出来ない場合には、以前の職場の施設代表者等に証明を依頼するなどにより提出をしてもらう必要があります（その場合には、申告書 1 枚につき 1 つの職場の証明になります)。

【問 2】　勤務地が多数ある場合は、どうすればよいか。

(答)

　勤務申告書の勤務先の記載は、実務経験 4 年以上の要件を満たす施設数で構いません（例えば、1 年勤務した施設と 8 年勤務した施設があれば 8 年勤務の 1 施設で可)。

【問 3】　都道府県士会は、実務経験申告書のエクセルファイルを、メール添付で参加者に共有し、参加者は、エクセルデータに入力をして申告書を作成し、提出をしても良いか。

(答)

　捺印以外はエクセルデータで作成し、捺印後に PDF 等にデータ化して提出することで問題ありません。

【問 4】　「実務経験報告書」を提出しない場合には、受講できないのか。

(答)

「臨床実習指導者講習会の開催指針」では、「３．受講対象者」として、『実務経験 4 年以上の理学療法士、作業療法士』と定められていることから、実務経験を確認できなければ、受講者として認めることはできないとされています。

【問 5】　部門長が受講生の場合、病院長に証明をもらうということか。

(答)

部門長の上長の証明であることから、病院長に限らず、事務長等の施設代表者の証明でよいとされています。

【問 6】　実務経験申告書は、厚労省に提出されるものか。協会で管理するものか。

(答)

実務経験申告書は、厚労省への提出を行うものではありません（求められた場合は提出することがあります)。また、都道府県協議会（新潟県理学療法士養成校協議会）で管理を行い、協会は管理の補助をするものです。

なお、新潟県では各養成校で当該講習会を開催することがありますので、この場合は各養成校でも管理をさせて頂きます。

いずれにしても、個人情報の保護に最大限努めます。